

国民健康保険税

国民健康保険税は、今年度から、基礎課税額(医療分)と介護納付金課税額(介護分)に加えて、後期高齢者支援金等課税額(後期高齢者支援金分)が加わります。

後期高齢者医療制度の施行に伴い負担軽減措置を実施

これに伴って、医療分と介護分も含めて税率と課税限度額を見直しました(表1参照)。

なお、世帯の合計所得が、一定額以下の方に対する軽減措置は、表2のとおりです。

表1 国民健康保険税の税率・限度額

区分	医療分	介護分	後期高齢者支援金分
	改正後(現行)	改正後(現行)	新設
所得割率	4.33% (7.00%)	1.25% (1.38%)	1.61%
均等割額	23,700円 (22,800円)	8,400円 (5,900円)	8,100円
平等割額	18,600円 (25,500円)	4,500円 (4,800円)	6,600円
限度額	47万円 (56万円)	9万円 (9万円)	12万円

表2 国民健康保険税の軽減基準と割合

改正後の軽減割合(現行)	被保険者の総所得金額等(被保険者でない世帯主も含む)
7割(6割)	33万円を超えない世帯
5割(4割)	33万円 + {24.5万円 × 世帯の被保険者数(世帯主は除く)} を超えない世帯
2割(新設)	33万円 + (35万円 × 世帯の被保険者数) を超えない世帯

※65歳以上で税法上の「公的年金等控除」を受けている方は、年金所得から15万円を控除した額で判定します
※軽減の判定は、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方の総所得金額等および人数も含めて行います

ごみ・資源の収集は5月の連休中も曜日ごとです

資源対策課(☎235・4923)。

5月24日(土)、25日(日)

春季文化祭



海老名市文化団体連合会と市では、5月24日(土)・25日(日)の2日間、「春季文化祭」を開催します。同連合会の長い歴史が作り育ててきた海老名の文化の数々をぜひご鑑賞ください。

●展示部門

▽日時 5月24日(土)・25日(日) 10時～16時
▽会場 中央公民館・文化会館の一部・総合福祉会館2階和室
▽内容 書道・華道・茶道(茶席は25日のみ・有料)・短歌・俳句・菊花・盆栽・食生活(模擬店含む) ※菊花と

●出演部門

▽日時 5月24日(土)13時～16時ごろ・25日(日)10時～16時ごろ
▽会場 文化会館大ホール
▽内容 日本舞踊・新日本舞踊・詩吟・三曲・民謡舞踊・剣詩舞道・津軽三味線など。

●文化スポーツ課

☎235・4797。市ファミリー・サポート・センター事務局(上郷1-1市社福祉協議会内、☎235・0220)。

ファミリー・サポート・センター講習会の日程

開催日	時間	内容	講師等
5月26日(日)	10時～10時50分	オリエンテーション	センター職員
	11時～12時	今日の子育て環境と支援のあり方	保育士
	13時15分～14時15分	子どもの心と体の発達	保健師
5月28日(火)	14時25分～15時25分	子どもの栄養と食事	栄養士
	9時20分～10時20分	保育の心	保育士
	10時30分～12時	子どもへの接し方、ふれあい方と子どもの遊び	保育士
	13時15分～15時15分	けが、病気の応急処置と安全対策	救急救命士
	15時25分～16時	会員証交付	センター職員

※講習中の保育あり(無料)。希望の方は5月16日までに申し込みを

以上で、申請をした方が国民健康保険に加入する場合は、所得割額は免除、均等割額は半額となります。また被扶養者であった方のみで構成される世帯の場合は、平等割額も半額となります(2年間適用)。

10月5年からの天引き(特別徴収)が始まります

10月から、65歳以上75歳未満の方には、国民健康保険の特別徴収の対象となります。

特別徴収の対象となる方

- ① 国民健康保険の被保険者全員が、65歳以上75歳未満の方の世帯
- ② 世帯主が国民健康保険の被保険者である方
- ③ 年金給付額が年額18万円以上の方
- ④ 介護保険料を特別徴収されている方
- ⑤ 介護保険料と国民健康保険料の合計額が、年金給付額の2分の1を超えない方

※今年度中に世帯主が75歳になる世帯については、年度途中で国民健康保険の資格を喪失するため、今年度分の保険料の特別徴収は行いません。

えびな環境展 出展者を募集

市では、環境にやさしい製品や施設を紹介する「第9回えびな環境展」(6月3日(土)～18日(日))の会場に展示する活動報告書を募集します。日ごろから家庭で実践している環境にやさしい取り組みを発表しませんか。

募集内容 自宅の家屋や庭での緑化活動報告書(写真等を含めA4判4枚までを横造紙に張ったもの)
▽展示方法 市役所1階エントランスホールに展示。
▽申込 5月1日(日)～20日(火)、報告書および所定

ファミリー・サポート・センター講習会

地域の子育て支援行いたい方対象

の申込書を必要事項を記入の上、環境保全課に提出してください。詳しくは、市ホームページまたは同課(☎235・4912)へ。

竜巻注意情報を開始

気象庁では、竜巻等の激しい突風から身を守るため、「竜巻注意情報」の提供を開始しました。これは、竜巻やダウンバースト(積乱雲の底から爆発的に吹き降ろす気流が地表に衝突して噴き出す猛烈な突風)等を発生させる発達した積乱雲が存在する気象状況を速報するもので、雷注意報の補足情報として発表されます。

●竜巻注意情報の発表される気象状況の例

- 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
- 雷鳴や雷光がある
- 冷たい風が吹き出す

詳しくは、気象庁ホームページ掲載の報道発表資料もご覧ください。

横浜地方気象台防災業務課(☎045・621・9999)、市消防本部予防課防災担当(☎231・0394)。